呉市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　地域協働課

（趣旨）

第１条　この要綱は，自転車を利用する市民の自転車用ヘルメットの着用を促進し，自転車乗車中の事故による負傷の軽減を図るため，予算の範囲内において，呉市自転車用ヘルメット購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし，その手続等について，呉市補助金等交付規則（昭和６３年呉市規則第２４号）に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において，「自転車用ヘルメット」とは，自転車乗車時に着用し,交通事故の衝撃及び転倒から頭部を保護する目的で製造されたヘルメットで，次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したＳＧマークが付されたもの

(2) 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したＪＣＦマークが付されたもの

(3) 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したＣＥマークが付されたもの

(4) ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したＧＳマークが付されたもの

(5) 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したＣＰＳＣマークが付されたもの

(6) 前各号掲げる安全基準に類するものの安全認証等を受けたマーク等が付されたもので，市長が適当と認めるもの

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は，次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 補助金の交付の申請日時点で，本市に住民登録を有する者

(2) 市税を滞納していない者

(3) 呉市暴力団排除条例（平成２４年呉市条例第１号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団員等に該当しない者

（補助対象経費）

第４条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は，令和６年４月１日以降に購入の契約を締結した新品の自転車用ヘルメットの購入に係る費用（購入に係る送料等を除き，消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。ただし，販売店舗等の値引き券等を使用した場合は，値引き後の金額を補助対象経費とする。また，本市，国，他の地方公共団体その他団体による類似の補助金等を受け，購入するものでないものとする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は，補助対象経費の額に２分の１を乗じて得た額（当該額に１００円未満の端数が生じたときは，これを切り捨てた額）とし，２千円を限度とする。

２　補助金の交付は，補助対象者一人につき自転車用ヘルメット１個分かつ１回限りとする。

（交付の申請等）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，呉市自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第１号）に，次に掲げる書類を添付して，令和７年３月２１日までに市長に提出するものとする。

(1) 補助対象経費に係る領収書又は領収書等の写し（購入者，購入日，購入価格，商品名及び購入した店舗等が確認できるもの）

(2) 第２条各号に掲げる安全認証等が付されていることが確認できる書類の写し

(3) 補助金の振込先の金融機関名，店舗名，口座番号及び口座名義人が確認できるもの（預金通帳の写し等）

２　前項の規定による交付申請は，指定する電子申請，受付窓口への持参又は郵送により行うものとする。

３　補助対象者が未成年の場合は，当該未成年者の保護者が補助金の交付申請を行うものとする。

４　同一世帯で複数の補助対象者がある場合は，当該同一世帯の代表者が当該同一世帯の補助対象者の補助金をまとめて交付申請を行うことができるものとする。

（交付決定，額の確定及び補助金の交付）

第７条　市長は，前条第１項の規定による交付申請を受けた場合は，その内容を審査し，補助金を交付することが適当であると認めたときは，補助金の交付決定及び補助金の額の確定を行い，呉市自転車用ヘルメット購入費補助金交付決定兼額確定通知書（様式第２号）により，当該申請者に通知するとともに，補助金を交付するものとする。

　（不交付決定）

第８条　市長は，前条の規定による審査により補助金を交付することが不適当と認めたときは，補助金の不交付を決定し，呉市自転車用ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書（様式第３号）により，当該申請者に当該理由を付して通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第９条　市長は，申請者が偽りその他の不正の方法により補助金の交付を受けたときは，第７条の補助金の交付決定を取り消し，又は補助金の額の変更をすることができる。

（補助金の返還）

第１０条　市長は，前条の規定により補助金の交付決定を取り消し，又は補助金の額の変更をした場合において，当該取消し又は額の変更に係る部分に関し，既に補助金を交付しているときは，申請者に対して期限を定めて返還を求めなければならない。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市民部長が別に定める。

付　則

この要綱は，令和６年４月１日から実施する。